

平成 30 年度
予算編成ガイドライン
(抜粋版)

西 予 市

平成 2 9 年 1 0 月

内容

I	総論	1
1	当市を取り巻く現状	1
(1)	国の経済情勢及び政策動向	1
(2)	市財政の現状と今後の見通し	1
(3)	第2次西予市総合計画に基づく事業推進及び地方創生と行財政改革の実行	2
2	予算要求の大まかな流れとスケジュール	2
(1)	要求部局新規事業案提出依頼	2
(2)	要求部局新規事業案提出期限	2
(3)	要求期間 財務会計の入力期間	2
(4)	要求部局第1次案提出依頼	2
(5)	第1次部内調整期間	3
(6)	要求部局第1次案提出期限	3
(7)	予算要求額の計数、資料確認	3
(8)	総務企画部長・財政課長査定	3
(9)	財政当局暫定案の提示	3
(10)	総務企画部長・財政課長2次査定	3
(11)	第2次部内調整期間	3
(12)	要求部局第2次案提出期限	4
(13)	財政当局最終調整案の提示	4
(14)	復活折衝案件調整期間	4
(15)	復活折衝案件提出期限	4
(16)	理事者査定（概要報告）及び復活折衝	4
II	基本方針	6
1	当初予算	6
(1)	歳入	6
(2)	歳出	8
ア	実績・評価に基づく予算要求	8
イ	新規事業における予算要求	8
ウ	国又は県の事業廃止に伴う市の単独事業化における予算要求	9
エ	特別会計及び公営企業会計への財政支援（繰出金事業）における予算要求	9
オ	第三セクターへの財政支援及び指定管理施設管理委託料における予算要求	9
カ	各種団体への補助金及び負担金における予算要求	9

キ	予算単年度主義と補助金交付	9
ク	人件費、公債費及び扶助費の考え方	10
ケ	公用車関係予算	10
コ	旅費（車賃）の廃止について	11
サ	予算の執行	11
	(3) 予算額の目標額	11
	(4) 予算査定	11
	(5) 予算要求基準	12
	(6) 復活折衝	15
2	補正予算	16
	(1) 増額補正	16
	(2) 減額補正	17
3	予算編成事務	17

本市は、西予市予算事務規則(平成 25 年西予市規則第 11 号)第 4 条の規定に基づき、平成 30 年度の予算を編成するため、予算編成方針として、平成 30 年度予算編成ガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）を定めるものとする。

I 総論

1 当市を取り巻く現状

(1) 国の経済情勢及び政策動向

国の経済情勢は内閣府が公表した平成 29 年 9 月の月例経済報告によると、我が国経済の基調判断は、「景気は、緩やかな回復基調が続いている。」とし、先行きは、「雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。」とする一方で、「海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。」と指摘している。

政府は、「東日本大震災からの復興・創生及び平成28年（2016年）熊本地震からの復旧・復興に向けて取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現していく。」ことを政策の基本態度とし、このため、「経済財政運営と改革の基本方針2017」、「未来投資戦略2017」、「規制改革実施計画」、「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」及び「ニッポン一億総活躍プラン」を着実に実行することとしている。

また、働き方改革については、3月に決定した「働き方改革実行計画」に基づき、早期に関連法案を提出するとともに、高度プロフェッショナル制度の創設や企画業務型裁量労働制の見直しなどの法改正を早期に図り、また、デフレから完全に脱却し、しっかりと成長していく道筋をつけるため、「未来への投資を実現する経済対策」及びそれを具体化する平成28年度第2次補正予算を円滑かつ着実に実施する。加えて、平成29年度予算を円滑かつ着実に実施することとしている。

これらにより、好調な企業収益を、投資の増加や賃上げ・雇用環境の更なる改善等につなげ、地域や中小・小規模事業者も含めた経済の好循環の更なる拡大を実現することとしている。

(2) 市財政の現状と今後の見通し

平成 29 年度予算においては、当初目標としていた一般財源額をほぼ確保し、9 月補正後予算では国・県支出金をはじめとする特定財源を活用しながら、財政調整基金の取り崩しを極力抑えて編成しているところである。しかしながら、前年度に引き続き、新市まちづくり計画（建設計画）に基づき大規模事業の予算化に伴い、普通建設事業の財源として地方債を発行することによって、収支の均衡を保っているのが実情である。合併後 15 年目を迎える平成 30 年度以降においても、建設計画に基づくハード事業が数多く予定されており、平成 31 年度に実施期間切れとなる旧合併特例債（普通交付税算入率 70%）を活用し実施することが見込まれるため、後年度の公債費（地方債償還金）が増加し財政を圧迫することが懸念される場所である。併せて、人口減少の進展に伴う市税や地方交付税など一般財源は減少し、

対して社会保障費関係経費の増大が見込まれ、平成 30 年度以降も収入不足を財政調整基金の取り崩しによって補填する対応が迫られている。特に普通交付税において、総務省の平成 30 年度概算要求は、前年度比 2.5%減となっており、臨時財政対策債の増額は見込まれるものの、平成 30 年度の当市の普通交付税額は、合併算定替を考慮しても前年度比で約 4 億を超える減額の見込みとなっている。したがって、今後より一層、限られた財源を計画的、効果的に投資し、中長期を見通した健全財政の維持に努めなければならない。

(3) 第 2 次西予市総合計画に基づく事業推進及び地方創生と行財政改革の実行

国のまち・ひと・しごと創生に係る「長期ビジョン」及び「総合戦略」を踏まえ、当市の最上位計画である第 2 次西予市総合計画に基づき、8 年後（2025 年）の目指す姿を示す基本構想の実現に向けて、本市の根本的な課題である人口減少対策をはじめ、市独自の地方創生に係る施策を積極的に企画立案し、予算化を図る。

また、総合計画における未来の姿（基本構想）を実現するための基本計画に基づき、政策「行財政改革」に掲げる重点事業を具体化し、行財政改革のより一層の推進を図るため、歳出改革による徹底した無駄の抑制、公共施設の集約や維持管理経費などのコスト削減、生産性の向上に資する業務（働き方）改革に取り組む。

2 予算要求の大まかな流れとスケジュール

予算要求の大まかな流れは、次のとおりとする。なお、各要求部局は、資料作成等準備を入念に行うこと。

(1) 要求部局新規事業案提出依頼

財政当局から要求部へ、新規事業案の提出を依頼するものである。

期日：9 月 6 日

(2) 要求部局新規事業案提出期限

要求部から財政当局へ、要求部局新規事業案を提出する期限である。

期日：9 月 28 日

(3) 要求期間 財務会計の入力期間

期間：10 月 20 日～11 月 13 日

(4) 要求部局第 1 次案提出依頼

財政当局から要求部へ、要求部局第 1 次案の提出を依頼するものである。

期日：10 月 19 日

(5) **第1次部内調整期間**

要求部局第1次案を作成するため、各部長級が各部の一般財源額合計の枠内に収まるように、部内の要求内容を調整する最初の期間である。

期間：10月20日～11月13日

(6) **要求部局第1次案提出期限**

要求部から財政当局へ、要求部局第1次案を提出する期限である。

期日：11月13日 17:15まで

(7) **予算要求額の計数、資料確認**

財政当局の課長補佐以下が、予算要求額の計数確認や資料の不備等を確認するものである。

期間：11月14日～1月12日（要求期限翌日から査定終了日）

(8) **総務企画部長・財政課長査定**

総務企画部長・財政課長が、各要求部局第1次案について、当該要求現課に対し、説明を求め、ヒアリングをし、査定を行うものである。

期間 11月24日～1月12日

(9) **財政当局暫定案の提示**

財政当局から要求部へ、財政当局暫定案を提示するものである。この案により、各部長は、総務企画部長・財政課長査定の結果にかかわらず、復活折衝案件調整期間よりも前に、要求額の調整案を検討し、復活折衝案件を絞り込んでおくこと。

期日：1月16日

(10) **総務企画部長・財政課長2次査定**

査定後に要求内容の変更や突発的に予算化が必要となる案件が生じた場合に総務企画部長・財政課長2次査定を実施する期間を設ける。

期間：1月16日

(11) **第2次部内調整期間**

総務企画部長・財政課長査定結果を踏まえ、要求部局第2次案を作成するため、各部長級が、部内の要求内容を調整する期間である。

期間：各査定終了後～1月18日

(12) 要求部局第2次案提出期限

要求部から財政当局へ、要求部局第2次案を提出する期限である。

期日：1月18日 17:15まで

(13) 財政当局最終調整案の提示

財政当局から要求部局へ、財政当局最終調整案を提示するものである。

期日：1月19日午後

(14) 復活折衝案件調整期間

財政当局最終調整案を踏まえ、各部長級が、部内の要求内容を最終的に調整し、調整が困難な案件について、要求内容の復活を求める事業案件を選定する期間である。

期日：1月19日～1月22日

(15) 復活折衝案件提出期限

要求部から財政当局へ、復活折衝案件を提出する期限である。財政当局では、提出された復活折衝案件の確認を行い、必要に応じて理事者査定までにヒアリングを行うものとする。

期日：1月22日 正午まで

(16) 理事者査定（概要報告）及び復活折衝

財政当局が、市長、副市長に、最終的な調整結果である予算要求調書（予算要求原案）を説明し、報告をするものである。

あわせて、各部長級が「(15) 復活折衝案件」について、案件を説明し、要求内容の復活を求めるものである。

期日：1月25日

(17) 予算原案（原稿）調製

完成期日：2月7日

印刷予定期間：2月14日～16日

(18) 予算書完成

期日：2月14日

総務課への予算議案書提出期日：2月17日～18日

平成 30 年度当初予算編成の主な流れ一覧表

編成業務の内容等	期日・期間	財務会計システム 入力作業の内容
(1) 要求部局新規事業案提出依頼	9月6日	
(2) 要求部局新規事業案提出	9月28日	
(3) 予算要求期間	10月20日～11月13日	
(4) 要求部局第1次案提出依頼	10月19日	当初入力 10月20日～11月13日
(5) 第1次部長級調整	10月20日～11月13日	
(6) 要求部局第1次案提出	11月13日 17:15 締切	
(7) 予算要求額の計数、資料確認	11月14日～1月12日	
(8) 総務企画部長・財政課長査定	11月24日～1月12日	査定による修正入力 11月25日～1月12日
(9) 財政当局暫定案の提示	1月16日	第2次部長級調整による 修正入力 1月13日～1月17日
(10) 総務企画部長・財政課長2次査定	1月16日	
(11) 第2次部長級調整	各査定終了後～1月18日	
(12) 要求部局第2次案提出	1月18日 17:15 締切	
(13) 財政当局最終調整案の提示	1月19日午後	財政当局最終調整案による 修正入力 1月18日～1月22日
(14) 復活折衝案件調整	1月18日～1月22日	
(15) 復活折衝案件の提出	1月22日 17:15 締切	
(16) 理事者査定（概要報告）および復活折衝	1月25日	理事者査定および復活折衝による修正入力 1月25日～1月29日
(17) 予算原案（原稿）完成	2月7日	印刷予定期間：2月14日～2月16日
(18) 予算原案調整	2月7日～2月9日	
(19) 予算書完成	2月17日	総務課への予算議案書提出期日：2月17日

II 基本方針

平成 31 年度までとなる合併特例期間の満了時期が近づき、合併算定替えによる普通交付税の特例措置の段階的な縮減が進むとともに、財政的に有利な起債である旧合併特例債の適用期限が迫る中、平成 30 年度における予算は、中長期的な展望を踏まえたうえで、当市の最上位計画である「第 2 次西予市総合計画」に基づき、健全な行財政運営が持続可能となるよう、前年度から引き続き行財政改革に取り組み、限られた財源で効果的な事業展開を実現するよう以下の目標を設定し編成するものとする。また、財政状況、今後の見通し及び財政方針について、徹底した情報公開・情報提供に努め、市民に理解が得られるよう努めるものとする。

目標 1 第 2 次総合計画基本戦略の目標を達成するための事業の重点化

目標 2 事業効果の検証を徹底し、効果的な事業展開

目標 3 歳入を見通した適正な予算規模

1 当初予算

(1) 歳入

財政の基本とは、収入の見通しを的確に計算して、それに見合う支出に心がけることにある。歳入は、歳出の見通しを立てる上で、最も重要なものである。

社会経済情勢、法令等の改正等の動向を十分に見極めつつ、過去の実績を踏まえ、次に掲げる財源種別の考え方により、的確に見積もり、歳入として財政当局に要求することを基本とする。

なお、歳入において、市税、手数料、分担金等自己徴収手段による財源は未徴収部分も含め、その確保に努力しなければならないが、自主財源の乏しい当市にあっては、交付金等の確保、国庫支出金又は県支出金、市有財産の売却、賃貸収入、基金利子収入等財産収入、辺地債、過疎債、旧合併特例債等有利な地方債の発行、各種基金の取り崩しの順に少しでも自主財源以外の特定財源を確保する手段を検討した上で歳入を組み立てるものとする。このため、歳入の予算編成における基本的な考え方は次のとおりとする。

ア 市税

市税は、税制改正の動向、社会経済情勢等を十分勘案し、課税の対象範囲、対象者数等を捕捉し、また、過去の徴収実績に加え、未収市税の解消の最大限努力することを念頭に、適切に見積もること。

イ 地方交付税、交付金等

地方交付税、譲与税、その他交付金等については、交付金等に係る制度改正の

動向等を踏まえ見積もること。

ウ 国庫等支出金

国・県の施策の動向を的確に把握するとともに、国・県等の補助制度を担当部署と直接連絡を取るなど怠りなく調査の上その認承が可能となるよう努力し、補助制度全般にわたってあらゆる方策を講じて積極的に財源の確保に努めること。

また、補助対象、補助・負担率、補助単価等の把握に努め、過大見積りや超過負担を招くことがないようにするとともに、近年の国庫補助金等の内示傾向を踏まえ、実績に基づく的確な見積り額を計上すること。

エ 市債

やむをえず市債を発行して財源に充てる場合には、充当率及び地方交付税措置が共に高い、有利な地方債から順に活用すること。しかしながら、市債は後年度負担を伴うものであるため、安易に財源とすることは避け、市債総額の抑制に努めること。

オ 使用料・手数料及び分担金等

諸物価の動向や管理運営費等との関係、市内外の状況や類似施設の動向を把握した上で、市民負担の公平性確保の観点と受益者負担の原則に立って検討し、適正な収入見込額を計上すること。特に、減免措置をしている場合には、当該措置が妥当であるのか今一度検討し、減免措置の廃止又は見直しを検討すること。

また、平成 31 年度に予定されている消費税増税にかかわらず分担金及び負担金や、使用料及び手数料については、実態に即した適正な料金設定を行うため、受益者負担の適正化・公平化の観点から見直しを平成 30 年度に検討すること。

カ 基金の取り崩し

事業の実施に際して、基金を除く特定財源が見込めない場合、基金を必要に応じて活用する。また、その場合には、当該基金条例等設立根拠に規定する運用方針、基金取り崩しの考え方に基づくこと。

キ 財産収入

市保有の財産については、公共施設等総合管理計画に基づき、再度その利用状況を点検し、行政財産の機能の廃止も含めて、積極的に売却や有償での貸付など、有効活用を検討し、具体的な利用計画のない売却可能なものについてはその処分を図ること。

(2) 歳出

歳出は、収入に見合う支出に心がけなければならない。当市の財政状況は、中長期の推計によると年々厳しさを増し、収入不足を財政調整基金等の基金で補填しなければならぬ時期が迫っている。人件費、公債費、扶助費といった一部の例外をのぞき、シーリングを設け、歳入額に見合った歳出額に調整せざるを得ない。

一方で、合併特例期間の満了まで残りわずかとなり、建設計画に基づく旧合併特例債などの有利な財源を活用した事業は優先的に実施する必要もある。

これらを踏まえ、歳出の予算編成においては、これまでの事業実施内容のいかににかかわらず、次に掲げる考え方にに基づき、①必要性、②緊急性、③計画性、④費用対効果、⑤妥当性の5つの要素（以下「歳出予算要求5要素」という。）を吟味し、全てが一定の基準以上にあるかを評価、検討したうえで見積額を精査し、歳出として財政当局に要求することを基本とする。

なお、要求5要素の評価でCランク（評価点数10点以下）の事務事業については、予算計上を認めないことを原則とするとともに、各予算要求部局は、必要に応じ、市民等への説明を行い、理解を得られるよう努力するものとする。

また、国庫補助事業において、近年の実績により内示の減が見込まれる可能性のある事業については、より精査した事業費での要求に努めること。また、この取り扱いにより当初予算を減額要求した結果、年度当初に内示が増となった事業については、随時補正予算により対応すること。また、内示減による単独事業への安易な振り替え要求は行わないこと。

ア 実績・評価に基づく予算要求

既存事業を継続して予算要求するときは、当該事業の当初の目的に照らし、効果が認められず、又は悪化している事業については、今後継続することで当市にとって財政状況を著しく悪化させる可能性があることから、要求5要素の評価がCランク及び「達成度」・「今後のコスト」・「今後の成果」・「事業の方向性」のいずれかで成果なし又は廃止となったものは、原則、予算要求を認めない。

なお、廃止した事務事業については、速やかに廃止届を提出すること。

イ 新規事業における予算要求

新規事業については、計画性の乏しい事業投資は、今後の当市の財政状況を悪化させる可能性があることから、原則、事業計画に基づいたもののみ、予算要求を認める。

なお、事業計画とは、目的、対象範囲、実施内容、実施スケジュール、事業効果、計画の見直し手法が少なくとも記載されているものでなければならず、また、一連の事業が継続する場合には、当該継続する事業内容、実施スケジュール、予

算規模等を明らかにしていないものは事業計画の要素が含まれているものであると認められないことに留意するものとする。

ウ 国又は県の事業廃止に伴う市の単独事業化における予算要求

国又は県の事業に伴い市が事業化をしていた事業について、国又は県が事業を廃止した場合には、原則、当該事業を廃止し、予算要求は行わないものとする。

ただし、市の政策上において積極的に進めるべきとされている事業については、縮小しつつ、事業内容を見直すもののみ、予算要求を認める。

エ 特別会計及び公営企業会計への財政支援（繰出金事業）における予算要求

特別会計、企業会計設置の本来の趣旨に則り、事業の一層の効率化、自主財源の確保による健全経営の確保に努め、一般会計からの繰出金を最小限度の額とすること。また、繰出金の算出に当たっては、原則、国の方針で定める一般会計が負担すべき繰出基準に基づいた金額とする。基準外の繰出金が生じる場合は、その原因を明確にし、事業収入の見直し等の改善計画を講じ、事業実施に努めるものとする。

オ 第三セクターへの財政支援及び指定管理施設管理委託料における予算要求

第三セクターについては、独立採算の経営を求めるものであるが、一部を除き厳しい経営が続いている状況が実情であり、経営状況を把握しながら、抜本的な改善策を講じる動きは鈍い状況である。財政支援の在り方や指定管理施設管理委託料の考え方については、別途通知するものとする。

カ 各種団体への補助金及び負担金における予算要求

各種団体への補助金については、平成 17 年度の見直し方針に基づいて現在まで予算要求しているところである。活動状況、運営状況及び市政への貢献等を把握し、補助制度の見直しを検討したうえで、要求するものとする。

当市が構成団体となっている組織等への負担金については、前々年度の査定から、加入におけるメリットや負担金の算出根拠が明確であり、妥当な金額であるかなど指摘しており、今回もその指摘事項を明確にして要求するものとする。

各種団体への補助金及び負担金における予算要求の考え方については、別途通知するものとする。

キ 予算単年度主義と補助金交付

予算については、当該年度の歳入は、当該年度において歳出することとする考え方を予算単年度主義といい、地方財政の基本となっている。したがって、仕掛の状態の事業について、年度をまたいで、経費の支払いをすることは、債務負担

行為等を除いて、認められていない。

特に、補助金交付については、当該年度に交付申請及び交付決定がされたのち、翌年度の予算により支出している場合、違法となることから、このようなことを行う場合には、債務負担行為を設定するものとする。

その他、平成 30 年度中に翌年度の準備行為（契約等）が生じる場合においても債務負担行為を設定するものとする。

ク 人件費、公債費及び扶助費の考え方

人件費比率の高い当市において、歳入不足を人件費削減による歳出抑制という手法で容易に達成しようとすることは、給料等が既に県内最低レベルにある水準からして、有能な職員の確保が困難となり、当市の経営能力や政策実行能力といった事務的機能の低下が危惧されるだけでなく、市内民間事業所における賃金水準にも大きく影響し、地域雇用の低下や地域経済の減退を招きかねず、慎重に判断せざるを得ないところである。

現段階では、人件費の直接的な抑制について性急に取り組む必要性は生じていないが、経常収支比率が高止まりしている当市において、現状の財政体質の改善がなされなければ、近い将来、人件費について本格的な検討を余儀なくされる可能性があることを認識しなければならない。

これらを踏まえ、当市の行政機能、財政規模に見合う採用計画・人員配置計画を策定し、中長期的な観点で職員数及び人件費の抑制に努める必要がある。

また、公債費については、いわゆる借金の返済であり、これは西予市の信用問題を大きく左右する極めて重要な歳費である。仮に公債費を工面できない場合には、新たな市債が発行できず、予算編成が極めて困難になるばかりか、市内の産業界へも多大な悪影響を与えることは当市に依存する産業が多くあるという当市の産業構造の成り立ちからして自明であることから、削減することは不可能である。ただし、将来への負担軽減及び財政の健全化を早期に実現するためにも、可能な限り起債発行の抑制に努めなければならない。

さらに、扶助費については、社会保障制度の一環としての経常的な意味合いが強い経費であるため削減することは困難である。ただし、市が単独で実施する扶助費については、必要性、公平性を慎重に判断し、財政が圧迫される要因とならないよう注視することが必要である。

ケ 公用車関係予算

公用車については、現在、運行しているほとんどの車両が 10 年以上経過し、何らかの故障も頻繁になっているところであるが、更新に関しては、財政課管財係より別途通知する『西予市公用車の更新・運行等にかかるガイドライン』に基づいた予算要求とすること。車両の定期点検時に必要な修繕料 や、車両の安全

運行の観点から、経年劣化による部品等の交換に要する経費についても、計上漏れのないよう配慮すること。

コ 旅費（車賃）の廃止について

従来より県内旅費における一般職の日当は廃止しているところであるが、平成30年度から県内旅費において公用車を利用する場合の車賃についても廃止することとする。これに併せて、出張旅費については実費を原則とするとともに、松山周辺（伊予IC）を越える出張においては高速道路の利用を認めることとする。なお、高速道路の利用料にかかる予算については、財政課管財係および各支所総務課で一括要求することとするが、詳細については、別途『西予市公用車の更新・運行等にかかるガイドライン』により通知するものとする。

また、視察研修及び県外の講演会（セミナー等を含む。）に係る出張については、目的・必要性・効果並びに出張人員（数）を精査すること。

サ 予算の執行

年度当初にも関わらず、予算計上漏れ及び計上先誤り等の事由による流用処理が頻発しており、要求内容及び要求額については可能な限り精査したものとなるよう努めること。

(3) 予算額の目標額

ア 予算規模

予算規模は、財政推計調査を踏まえ290億円程度とする。

イ 歳入における一般財源総額

一般財源総額は174億円、うち財政調整基金の取崩予定額を7.5億円とする。

ウ 歳入における市債

市債の発行額については、当該年度の元金償還額を超えない範囲を基本とし、56.6億円とする。このうち6.6億円は臨時財政対策債とし、事業に係る市債は50億円程度に抑制する。

(4) 予算査定

財政当局は、目標とする一般財源総額及び市債の発行予定額を厳守することを第一とし、要求部署においては、歳出の根拠、財源的な見通し、計数等を精査し、過去の実績やこれまで得られている情報等を基に、多角的に検討した上で、適当と認められた場合に限り、予算要求書に記載することを基本とする。

なお、やむを得ず、総務企画部長・財政課長査定の結果、要求総額が目標とする

一般財源総額の枠内に収まらず、また、市債の発行予定額を超過した場合には、人件費、公債費及び扶助費に関する事業を除いたすべての事務事業を対象に一律減額調整を行い、財政当局最終調整案として提示するものとする。

なお、財政当局最終調整案による調整額では投資効果がなんら見込まれない事務事業も生じることから、該当する事務事業を廃止し、枠内に収まるよう要求部内の調整を行ない、他の事務事業を増額する修正案を提出することは差し支えない。財政当局は、その内容を検討し、必要に応じて、調整するものとする。

(5) 予算要求基準

ア 一般財源要求枠の設定（目安）と部局等の区分設定

9月に実施した財政推計調査において、事業費から特定財源を除いた、一般財源総額は約182.8億円となっている。上記で示したとおり平成30年度の一般財源総額は174.0億円（うち財政調整基金の取り崩し分は7.5億円）と見込んでおり、平成30年度に計画する事業すべてを実施することは不可能である。したがって、事業費及びスケジュール等内容を精査したうえで要求するものとする。

ここで、財政推計調査の状況を報告するとともに一般財源枠（目安）を設定し、予算を編成していくこととする。また、一般財源総額から人件費、公債費、扶助費を除き、事業費に係る一般財源枠を算出し、さらに、部局内及び部局を超えた要求額の調整を実施するため、部局等の区分を設定し、合わせてその区分に対する一般財源枠（目安）を設定することとする。

部局等の区分及び一般財源枠は以下の表のとおりである。

部局等の区分

1 総務企画	総務企画部、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、会計課、議会事務局、監査委員事務局、公営企業部
2 生活福祉	生活福祉部及び福祉事務所
3 産業建設	産業建設部、農業委員会
4 消防	消防本部
5 教育	教育部

財政推計調査結果及び一般財源枠（目安）

（単位：千円）

部局等の区分	平成30年度財政推計		財政推計値 一般財源調整額 A1からA5 までの合計に 各区分の占め	平成30年度 当初予算一般 財源枠（目安）
	事業費	うち一般財源		

		A	る割合をもと に算出 B	C=A+B
1 総務企画	5,202,985	1,948,369	▲ 174,258	1,774,111
2 生活福祉	5,963,550	3,960,968	▲ 354,261	3,606,707
3 産業建設	5,219,156	1,967,587	▲ 175,977	1,791,610
4 消防	670,394	397,477	▲ 35,549	361,928
5 教育	3,738,291	1,604,773	▲ 143,528	1,461,245
小 計	20,794,376	9,879,174	▲ 883,573	8,995,600
総務企画（人件費）	4,340,000	4,287,815	0	4,287,815
総務企画（公債費）	3,444,250	3,383,644	0	3,383,644
生活福祉（扶助費）	1,717,902	706,806	0	706,806
教育（扶助費）	27,566	26,135	0	26,135
小 計	9,529,718	8,404,400	0	8,404,400
合 計	30,324,094	18,283,574	▲ 883,573	17,400,000

イ 西予市創生総合戦略に基づく事業及び行財政改革等に関する事業の予算要求
既存事業を見直したうえでの上記総合戦略への転換、後年度負担が軽減される
行財政改革に関する事業、その他市民サービス向上などの新規事業を積極的に企
画立案し要求するものとする。

ウ 財政当局最終調整案の算出方法

目標とする一般財源総額を要求部局第2次案の合計額を超えた場合、各事務事
業に係る財政当局最終調整案の算出方法は、次に掲げる最終調整比率、努力係数
を用いて、算出方法の例に基づき行うものとする。

a) 最終調整比率

最終調整比率	事務事業
0	<ul style="list-style-type: none"> 西予市民の生命を直接的に毀損する具体的なおそれのある課題を解決する事務事業 法令に基づく事務事業であって、法令によって金額が確定されている部分
1	<ul style="list-style-type: none"> 西予市民の生命を間接的に又は身体財産を直接的に毀損する具体的なおそれのある課題を解決する事業 西予市民の最低限のライフライン（上下水道、生存不可欠道）を確保するための事業 創生総合戦略に関する事業 行財政改革に関する事業 当該投資により将来負担が著しく減少する事業

2	<ul style="list-style-type: none"> ・弱者対策に係る事業（ただし、上記に掲げる事務事業に該当するものを除く。） ・教育に係る事業（ただし、上記に掲げる事務事業に該当するもの及び施設に係る部分及び児童又は学生の学習効果の向上と無関係な部分を除く。）
3	<ul style="list-style-type: none"> ・0～2以外の事務事業又は部分 ・0～2に該当する事務事業又は部分であっても、財政当局が求める資料に不備又は不十分若しくは対応が不誠実であるもの

b) 努力係数

最終調整比率により強制的に調整した場合、財政当局暫定案提示から要求部局第2次案提出までの調整努力が報われず、今後も調整努力を怠る可能性があることから、最終調整比率に努力係数を乗じて、最終調整比率を調整するものとする。

努力係数	事務事業
1. 2	要求する一般財源が財政当局暫定案を3%以上オーバーした状態で、第2次案として提出した場合
1. 0	要求する一般財源が財政当局暫定案を2%以上～3%未満オーバーした状態で、第2次案として提出した場合
0. 8	要求する一般財源が財政当局暫定案を1%以上～2%未満オーバーした状態で、第2次案として提出した場合
0. 6	要求する一般財源が財政当局暫定案を0.5%以上～1%未満オーバーした状態で、第2次案として提出した場合
0. 4	要求する一般財源が財政当局暫定案を0%より大きく～0.5%未満オーバーした状態で、第2次案として提出した場合
0. 2	要求する一般財源を財政当局暫定案に収め、第2次案として提出した場合

c) 創生総合戦略・行革係数

要求部局第2次案として要求した地方創生及び行財政改革に関する事業については、企画立案等の努力を反映し、地方創生・行革係数を乗じて、最終調整比率を調整するものとする。

ただし、要求部局第2次案における当事業の件数及び当事業に係る一般財源額総額を考察し、係数を調整する場合がある。

地方創生・行革係数	事務事業
0. 5	予算査定において、地方創生事業若しくは行財政改革に関する事業として位置付け、査定結果を伝達した事務事業
1. 0	地方創生事業及び行財政改革に関する事業以外の事務事業

d) 算出方法

以上を踏まえ、nを任意の事務事業、X_nを事務事業nの要求部局第2次案、

S を財政当局暫定案の一般財源総額、 R_n を事務事業 n の最終調整比率、 Q_n を事務事業 n の努力係数、 P_n を事務事業 n の創生総合戦略・行革係数とすると、財政当局最終調整案 $F(X_n)$ は次のとおりとなる。なお、千円未満は切り捨てとする。

項	事業 n 等	第二次案 (X_n)	算定	当局案 ($F(X_n)$)
ア	事業A ($R=0, Q=1, P=1$)	100 万円	$100-155 \times 100 \times 0 \times 1.0 \times 1.0 \div 606$	100 万円
イ	事業B ($R=1, Q=1, P=0.5$)	200 万円	$200-155 \times 200 \times 1 \times 1.0 \times 0.5 \div 606$	174.4 万円
ウ	事業C ($R=1, Q=0.8, P=1$)	100 万円	$100-155 \times 100 \times 1 \times 0.8 \times 1.0 \div 606$	79.5 万円
エ	事業D ($R=2, Q=1.2, P=0.5$)	55 万円	$55-155 \times 55 \times 2 \times 1.2 \times 0.5 \div 606$	38.1 万円
オ	事業E ($R=3, Q=0.6, P=1$)	200 万円	$200-155 \times 200 \times 3 \times 0.6 \times 1.0 \div 606$	107.9 万円
カ	第二次案合計 (ΣX_n)	655 万円		
キ	一般財源総額 (S)	500 万円		
ク	カとキの差額 ($\Sigma X_n - S$)	155 万円		
ケ	第二次案、最終調整比率、努力係数、 地方創生・行革係数の積の合計係数 ($\Sigma (X_n \times R_n \times Q_n \times P_n)$)	606 万円		
コ	財政当局最終調整案合計			499.9 万円

$$F(X_n) = X_n - (\Sigma X_n - S) \times (X_n \times R_n \times Q_n \times P_n) / \Sigma (X_n \times R_n \times Q_n \times P_n)$$

例えば、当市の一般財源総額が 500 万円で、全事務事業が A から E までとし、最終調整比率 0、努力係数 1.0、創生総合戦略・行革係数が 1.0 の事業 A の要求部局第 2 次案が 100 万円、最終調整比率 1、努力係数 1.0、地方創生・行革係数が 0.5 の事業 B の要求部局第 2 次案が 200 万円、最終調整比率 1、努力係数 0.8、地方創生・行革係数が 1.0 の事業 C の要求部局第 2 次案が 100 万円、最終調整比率 2、努力係数 1.2、地方創生・行革係数が 0.5 の事業 D が要求部局第 2 次案 55 万円、最終調整比率 3、努力係数 0.6、地方創生・行革係数が 1.0 の事業 E の要求部局第 2 次案が 200 万円だった場合には、次のとおりに調整する。

(6) 復活折衝

要求部局と財政当局との調整の結果、最終的に財政当局から困難な調整案が提示さ

れ、部内及び部間での調整によっても、一般財源総額の枠内に収まらず、また、市債の発行予定額を超過した場合、枠を超過してでも実施せざるを得ない事務事業について、市長及び副市長に対し、部内の財政圧縮努力とともに、当該案件を説明し、理事者査定に合わせて復活折衝を行うことができるものとする。ただし、各部とも、復活折衝が可能な件数は、原則として、予算要求事業件数に1/20を乗じて算出した値（2未満の場合には2とする。）までとする。

※財政当局は復活折衝案件を取りまとめする際に、「調整枠」を算出し、理事者査定時に説明する。

2 補正予算

補正予算の編成における基本的な考え方は次のとおりとする。

(1) 増額補正

ア 予算要求基準

補正予算の歳出については、当該要求内容が次のいずれかの事由に該当するものは、原則として補正予算要求を認めないものとする。この場合、必要に応じて来年度の当初予算での要求を検討するものとする。

(イ) 歳出予算要求5要素を満たさない案件

当該要求内容が、必要性、緊急性、計画性、費用対効果、妥当性の歳出予算要求5要素を満たさないもの。

(ロ) 当初予算で計上すべき案件

当該要求内容が、歳出予算要求5要素を満たしたとしても、当初予算編成時において、計画や施設、設備の対応年数、故障率等を踏まえれば、当然に当初予算で計上すべきところ、財政当局等の指示以外の理由により未計上であったもの。例：担当者が失念したもの。

ただし、来年度要求するより、補正予算において計上した方が、当該事業全般に係る経費総額が圧縮又は事業効果が高いと認められる場合は、この限りではない。

(ハ) 現予算の範囲内において対応できる案件

事業実施に伴い計画変更や外部要因等により予算費目を増減調整する必要が生じた場合において、予算の定めを遵守したうえで、流用等により現予算の範囲内での対応が可能であるもの。

(イ) 予備費を充用できる案件

当該要求内容が、予備費の趣旨(予定外又は予算を超過する支出で必要性、緊急性が非常に高いもの)に照らし、その活用が認められるもの。

(オ) 補正予算枠

増額補正予算についても、一般財源ベースで補正予算枠を設ける。

補正予算枠は、年度を通じて一定とし、当初予算の一般財源総額に 0.01 を乗じた金額(1%)とする。補正予算を編成していくにつれて、年度後半になるに伴い、補正予算枠は減少していく。

ただし、災害等により西予市民の生命を直接的に毀損する具体的なおそれのある課題を解決する事務事業が発生した場合には、優先的に補正予算計上を認めるとともに、この結果、補正予算枠に収まらなかった場合には、例外的にこれを認めるものとする。また、法的根拠に基づく、若しくは後年度の財源とするための基金等への積み立てについても、補正予算枠から除外するものとする。

(2) 減額補正

減額補正によって生じた金額は、前項「(1)オのただし書き」の場合を除き、歳出の補正予算枠を上乗せしないものとし、当該金額を基金積立て等に充当するよう補正するものとする。

3 予算編成事務

予算編成事務は、西予市無駄撲滅運動の取り組みを踏まえ、原則として、紙媒体を用いず、電子媒体により、これを行うことを方針とする。